

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制度名	譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充	
税目	所得税、法人税	
要望の内容	<p>国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム））等の用に供する土地等を譲渡した者が、一定の手続により 5,000 万円まで特別控除の適用が受けられる「特掲事業」（※）に加える。</p> <p>※ 「特掲事業」とは、租税特別措置法施行規則（昭和 33 年大令第 15 号）第 14 条第 5 項第 3 号に掲げる事業で、資産の買取りをする者の当該資産が同号に掲げる事業に必要なものとして使用することができる資産に該当する旨を証する書類を添附することにより、当該事業の用に供するために土地等を譲渡した者について、当該資産の譲渡に係る譲渡所得について、5,000 万円までの特別控除の適用が受けられるものをいう。</p>	
容	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲3,158 百万円 （－ 百万円）</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 障害者の地域生活を支える日中活動の場及び住まいの場の一層の整備促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 障害者が地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場及び住まいの場を確保することにより安心して地域で生活できる体制づくりが重要である。</p> <p>そのためには、日中活動サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）及び居住サービス（グループホーム、ケアホーム等）を行う施設について、その用地の確保が必要となる。</p> <p>障害者施設については、障害者自立支援法施行前までは、原則として第 1 種社会福祉事業に位置付けられており、簡易証明により 5,000 万円までの特別控除が認められていたところであるが、障害者自立支援法施行後については、通所サービス、グループホーム、ケアホームについては、第 2 種社会福祉事業に位置付けられ、当該特別控除の適用対象ではなくなった。</p> <p>本措置により、障害者自立支援法施行後、第 2 種社会福祉事業と位置付けられた通所サービス、グループホーム、ケアホーム等の事業を行う社会福祉法人に対し土地を譲渡した者について、当該事業の用に譲渡所得について 5,000 万円までの特別控除を認めることで、施設用地の確保が容易となり、障害者の地域生活を支える日中活動の場及び住まいの場の整備が一層促進される。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること  施策目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること  1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
		政策の達成目標	障害者の地域生活への移行促進
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	平成17年度の施設入所者数約14.6万人のうち、平成23年度までに2.1万人以上の地域生活への移行を目指す。
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	300～500の事業所が適用される見込みである。 ※社会福祉施設調査により新規に施設を必要とする障害福祉サービスの1年間の事業所増加数を推計
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、障害者の地域生活を支える場が整備され、障害者の地域生活への移行が進む。なお、公費による給付費の負担が減少すると見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同様の要望を地方税（個人住民税、法人住民税等）においても行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○社会福祉施設等施設整備費 障害者の就労支援や地域移行支援の充実を図るため、就労移行支援、生活介護、自立訓練等の日中活動の場やグループホームなどの整備を計画的に促進するために補助を行うもの。  金額 10,000百万円（平成22年度）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置と相まって、障害者の地域生活の場の整備を行うもの。

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者自立支援法（平成 18 年 4 月 1 日施行）においては、それまでの施設中心のサービス体系から、地域移行を進める観点から利用者が選択できる昼夜分離のサービス体系への再編したところである。</li> <li>○ 昼夜分離のサービス体系は、昼間の活動を支援する「日中活動サービス」と夜間の生活を支援する「居住サービス」がその両輪として機能しており、障害者が地域で自立した生活を送るためには、「日中活動サービス」及び「居住サービス」の双方について、必要な障害者に必要なサービスを提供できる体制を整備する必要がある。</li> <li>○ サービス提供体制の整備に当たっては、これらの両サービスが施設を必要とするため、その施設用地が必要となるが、当該施設用地を確保することは容易でないという現状があることから、団体等から本措置の導入に係る要望が寄せられている。</li> <li>○ そこで、本措置による税制上のインセンティブを与えることにより、これらの施設用地の確保が容易となり、サービス提供体制の整備が図られるとともに、（特に遊休の）民間資産の有効活用につながることを期待できる。</li> <li>○ そして、サービス提供体制の整備が図られることにより、障害者の地域移行が進み、自立した生活を送ることができるようになる。</li> <li>○ なお、障害者自立支援法におけるサービス体系の再編により、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の通所により利用するサービスは、第一種社会福祉事業から第二種社会福祉事業に整理されたため、特掲事業から外れたところであるが、上記のとおり障害者の地域生活を支える日中活動の場の整備が重要であることを踏まえると、同法施行前と同様に、特掲事業としておくことが適当と考える。</li> <li>○ また、通所により利用するサービスである老人デイサービスセンターや保育所についても特掲事業となっており、本措置によりこれらとの均衡も図られることとなる。</li> </ul>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>	

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	—	